

第 1 号様式（日本産業規格 A 列 4 番）

移動等円滑化取組計画書

令和 8 年 6 月 1 2 日

住 所 広島県廿日市市宮島町 8 5 3 番地

事業者名 宮島松大汽船株式会社

代表者名（役職名及び氏名）

代表取締役社長 倉本 照明

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 4 の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

（1）車両等に関する事項

- ・当社が保有する船舶 4 隻のうち、2 隻はバリアフリー対応となっていないため、今後建造する新造船は、バリアフリー基準に適合した船舶とする。

（2）旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

- ①バリアフリー対応となっていない船舶に車椅子のお客様が乗り込む際には、職員が声かけ、誘導等円滑な乗降の支援を実施する。
- ②乗組員によって対応が異なるのを防ぐため、必要に応じて旅客支援を実施できるよう全ての乗組員に対して、高齢者、障害者等への声かけ、旅客支援に関する講習等を 5 年に 1 回は行う。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客 施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
伊都岐 安芸 宮島 厳島	・バリアフリー対応済み（2021 年度） ・バリアフリー対応済み（2017 年度） ・現行計画なし。 ・現行計画なし。

- ② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
	該当なし。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗組員と陸上員で乗降の誘導支援	・乗船・下船時ゲート付近にて、乗降の誘導等の支援を乗組員と陸上員で可能な限り実施する。(2026 年度)

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
運航情報に関する専用モニターの設置	「安芸」「伊都岐」には、運航情報に関する専用モニターを設置している。今後建造する新造船には、運航情報に関する専用モニターを設置する。

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
接遇に関する講習の実施	2024 年度全ての職員に対して、高齢者、障害者等への声がけ、旅客支援に関する講習を行ったので、2029 年度までに同様の講習を行う。(2026 年度)

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
広電宮島口駅からのバリアフリールートの設定	広電宮島口駅からのバリアフリールートを設定し、ホームページで公表した。(2022 年度)

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

- ・ 旅客ターミナルの管理者である広島県、廿日市市にターミナル等のバリアフリー化を毎年要望していく。
- ・ ウェブサイトや電話で寄せられる利用者の意見を社内で共有するとともに、取組の改善に活用する。

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

Ⅴ 計画書の公表方法

自社ホームページにて公表

Ⅵ その他計画に関連する事項

注 1 Ⅳには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Ⅴには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 Ⅵには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。